

第2章

計画の基本理念と基本方針

第2章 計画の基本理念と基本方針

1 基本理念

基本理念

魅力的な地域資源をみんなでつなぐ もっと豊かに笑顔あふれるしろい

第1章で示したとおり、現在の本市の財産である魅力的な地域資源としての景観とみどりを、まもり・つくり・そだて、次世代へと継承していきます。

そして、本市の発展に向けた開発・更新を行う際には、地域資源を活かしながら、うるおいある景観・みどりを育てていくことが重要です。

これら魅力的な地域資源を次世代へ継承していくためには、今後人口減少が見込まれることも踏まえ、行政だけでなく、市民、事業者、活動団体など様々な担い手が一緒に取り組んでいくことが重要です。

また、本市の財産である景観とみどりを継承していくためには、市民や事業者などの意識醸成や保全活動の啓発などにも取り組む必要があります。

白井らしさを形成する魅力的な地域資源の継承と、さらなる魅力の向上に向けた活用を図り、もっと豊かで笑顔あふれる、住みやすい都市を実現します。

※(仮)白井市良好な景観とみどりづくりを推進する条例第3条に基本理念を規定

本計画に関連するSDGsの目標



2 基本方針

基本理念「魅力的な地域資源をみんなでつなぐ もっと豊かに笑顔あふれるしろい」の実現に向け、白井らしさを形成する景観・みどりの資源別に、景観形成及びみどりの保全・整備に関する5つの基本方針を設定します。

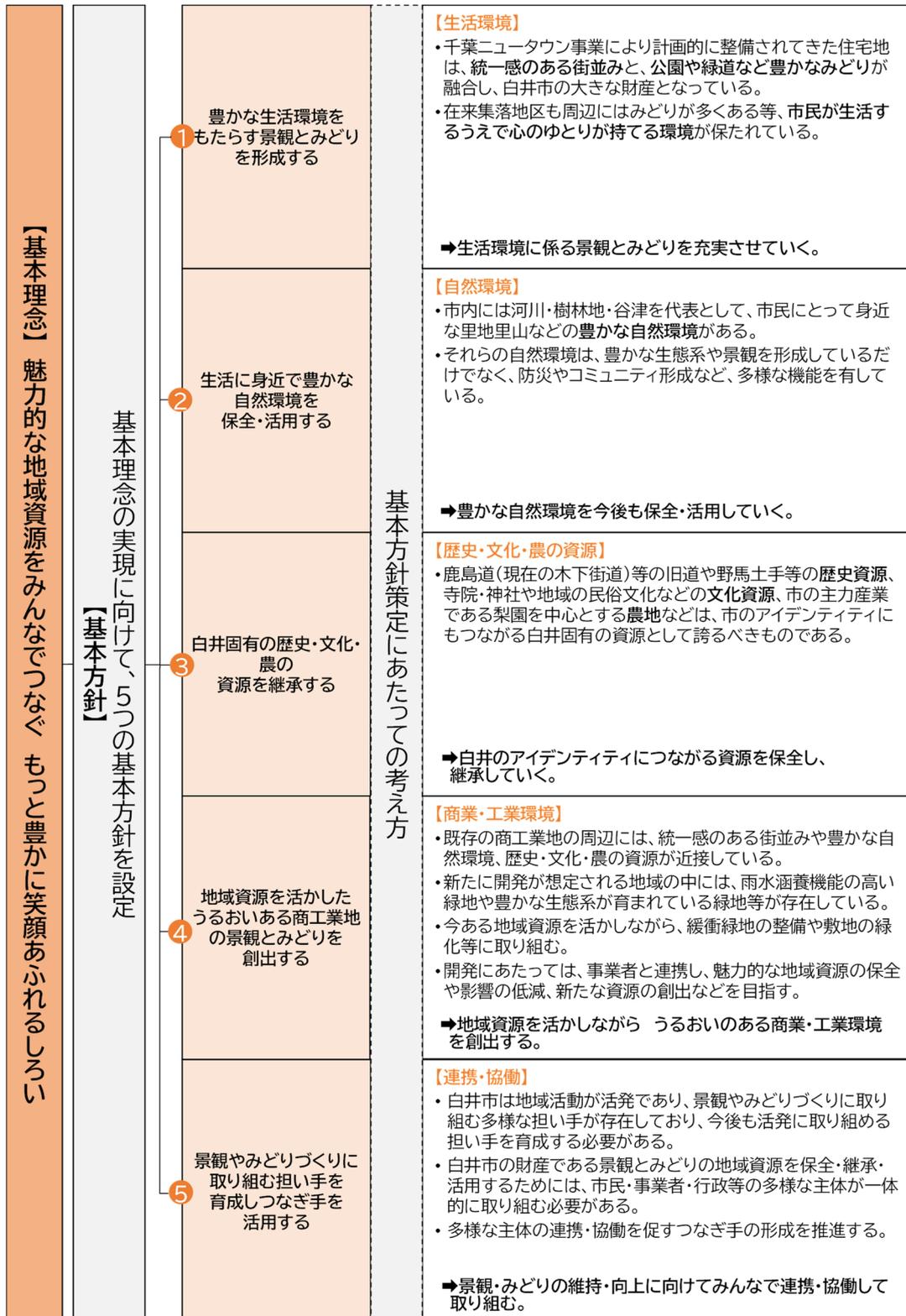


図 基本理念と5つの基本方針